

北杜市自主防災組織育成推進要綱

平成20年北杜市告示第52号

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び北杜市地域防災計画の趣旨に基づき、住民が自主的に結成する防災組織の育成を通じ、住民の「自分たちのまちは自分たちで守る。」という理念を育て、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、又は軽減するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 北杜市行政区長設置条例（平成16年北杜市条例第8号）の規定に基づく行政区を単位として組織された団体をいう。

(自主防災組織の基準)

第3条 自主防災組織の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げるア又はイのいずれかに該当するものであること。
 - ア 住民組織を単位とする組織として結成されたもの
 - イ 住民組織のうち、その活動区域の地形、面積、構成世帯数、組織形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、住民組織を分割し、又は統合して結成されたもの
- (2) おおむね別表に準ずる組織及び活動内容に基づく組織であること。

(育成の方針)

第4条 市長は、住民組織の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう自主防災組織を育成するものとする。

(結成の指導)

第5条 市長は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成するよう指導するものとする。

(結成の届出)

第6条 住民組織は、自主防災組織を結成したときは、北杜市自主防災組織結成届(様式第1号)に役員名簿(様式第2号)及び組織図(様式第3号)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 自主防災組織は、前項の規定により、市長に届け出た内容等に変更が生じたときは、北杜市自主防災組織変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(自主防災組織への助成)

第7条 市長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で助成することができる。

(活動等の指導)

第8条 市長は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(訓練の実施)

第9条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(訓練の届出)

第10条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を実施する場合は、防災訓練実施計画書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(台帳の整備)

第11条 自主防災組織は、組織台帳(様式第6号)、資機材台帳(様式第7号)及び活動記録台帳(様式第8号)を備えておくものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。